

〔論 説〕

R.M. ヘイグの課税所得概念

栗 林 隆

1. はじめに

財政学，租税論において個人所得に対する課税を考える時に，その課税ベースをシャンツ＝ヘイグ＝サイモンズ（ $S = H = S$ 概念）に依拠することはほとんどの学者が望ましいと考えている規範論である。ドイツでは1832年のヘルマン（F. Hermann）の所得概念を発端に約60年間に渡って所得概念論争があり，これに終止符を打ったのがシャンツ（G. Schanz）である。シャンツの学説は経済力を増加させるすべての所得要素を課税ベースに算入するもので，宝くじの賞金なども含む画期的なものであった。サイモンズ（H.C. Simons）は，シャンツが種を撒き育てた芽を，丹誠こめて花を開かせ，同時期にヘイグ（R.M. Haig）も同じような花を育てたと解されている。

$S = H = S$ 概念のエッセンスは，1年間の消費に資産の純増を加えたものであって，源泉面を一切考慮せず消費か貯蓄かといったような形式にもとらわれず，原則としてすべての経済力の増加を算入することにある。

$S = H = S$ 概念には，ヘイグの名は冠されているものの，通常脚光を浴びるのはサイモンズのみであって，これまでヘイグに光が当たることはほとんどなかった。本稿はヘイグがいかにしてサイモンズとほぼ同様の所得概念，“*Income is the money value of the net accretion to one's economic power between two point of time.*” にたどり着いたかを解明しようとのささやかな試みである。

2. $S = H = S$ 概念の生成過程

(1) 概要

包括的所得税は伝統的な財政学において論じられてきており，その考え方は今日でもなお有力な規範論である。課税ベースのイロージョンやタックス・エクスペンディチャーの推計基準として，また税収，負担構造，経済効果などを分析する場合の判断基準として重要である。包括的所得税の最大の特徴は課税ベースの幅広い定義にあり，一般的にヘイグ＝サイモンズ概念と呼ばれている。その特徴は貨幣評価が可能なあらゆる経済力を所得と定義する点で，所得の源泉，形態，実現，未実現等の相違はいっさい問わず，通常，経済力増加説と呼ばれるものである。ここで経済力とは経済資源を支配する力，つまりは市場支配力，購買力であり，一定期間の消費に資産の純増を加えたものと定義される。

このように包括的所得税は所得の稼得面ないし源泉面ではなく，所得の処分面ないし行使面によって所得が定義されている。これは所得を獲得するのは所得の獲得自体に目的があるのではなく経済資源の支配が目的と考えられているからである。即ち，課税ベースとして経済資源の支配力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を無差別に算入することとなる。包括的所得税の主張は分類所得税の批判として登場したものである。前者が源泉を異

にする所得といえども等しい所得は等しい額の経済力を有し、「1ドルは1ドル⁽¹⁾」という考え方の所得税理論としての優位性を主張したのに対し、後者は所得概念として源泉説、周期説を採用しそれぞれの源泉別に租税負担能力の相違を考慮して差別的に課税するというものである。

S = H = S 概念はあらゆる源泉からの所得を算入するものであり、すでに述べたように包括的所得税の特徴である幅広い課税ベースに低税率で課税の規範となっている所得概念である。そもそも、S = H = S 概念と言うタームの由来は、グード (R. Goode) が「アメリカの税制専門家から最も支持を受けている所得の定義は通常ヘイグ=サイモンズ概念と呼ばれるが、より正確かつ広義にはシャンツ=ヘイグ=サイモンズ概念又は定義と呼ばれるべきである⁽²⁾」と明確に述べていることによる。サイモンズは、シャンツが種を撒き育てた芽を、丹誠こめて花を開かせ、同時期にヘイグも同じような花を育てたと解されていることを考えれば、グードの言うことは正論である。

ところが、S = H = S 概念と言うにもかかわらず、現実的にはサイモンズによる所得概念を忠実に踏襲したものであり、事実上シャンツとヘイグによる概念規定はあまり顧みられていないように思われる。以下、その生成過程を見ていこう。

(2) シャンツ概念

シャンツ (G. Schanz) は1896年の「所得概念と所得税法⁽³⁾」の冒頭において「私経済の分析や税法の制定にあたって、所得概念をできるだけ精密に定義し直す必要がある⁽⁴⁾」と問題提起をしているが、ドイツでは1832年のヘルマン (F. Hermann) の所得概念以降シャンツに至るまでの約60年間で所得概念論争の期間ということが出来る。この間ヘルマン、シュモラー、ロツシャー、フォッケ、ワグナー、ノイマン等多くの論者が、消費基金説、生産説、収益説等多くの所得概念を論じてきたが、これらの概念に共通して言える事は、周期的に発生するものを所得として捕らえ、相続、贈与、予想外のゲイン、キャピタル・ゲインなど非周期的なものを所得概念から除外している事である。つまり、この非周期的な所得をどのように取り扱うかが所得概念論争の核心部分である。

シャンツは周期性を所得の本質と見なす見解に対してはきわめて批判的であり、次のように述べている、「われわれが知りたいのは、ある一定期間内に、その資本を減らしたり債務を生み出したりすることなく、ある人がたとえば特定の年度内に処分しうるような支払能力とはなにか、ということなのである⁽⁵⁾」。

シャンツは結論として「ある人が自分のそれまでの資産を縮小することなく、自由に処分できるような形で、その人の手元に一定期間内に流れ込んでくるものであって、この概

(1) カーター報告 (Report [7]) における有名な一節である。詳細は、栗林隆 [14] を参照されたい。

(2) Goode, R. [3] pp.24~26. 同文献は包括的所得税論者のグードの代表的著作である。アメリカのブルッキングス研究所において1976年10月10~11日の二日間に渡って、租税の専門家による包括的所得税に関する会議が行われた際に報告されたものであり、会議における主要な研究報告は、Pechman J. A., ed., *Comprehensive Income Taxation*, Brookings Institution, 1977. に所収されている。

(3) Schanz, G. [8], 篠原章教授による翻訳がある。篠原章教授には、本稿を執筆するに当たって多数の有益なコメントを頂いた。

(4) Schanz, G. [8] p.23. (訳書)

(5) Schanz, G. [8] p.46. (訳書)

念が所得である。この概念がわれわれに示すのは、この人の支払能力がどれほど追加されるか、ということである。この概念は、使用権と貨幣評価の可能な第三者からの給付も含めた一定期間内の純資産の増加としてあらわされる⁽⁶⁾」と述べ、より具体的には「あらゆる純収益と使用権、貨幣評価の可能な第三者からの給付、あらゆる贈与、相続、遺贈、富くじ賞金、保険金、保険年金、あらゆる種類のキャピタル・ゲインを所得に算入し、ここからあらゆる負債の利子と資産の減少を差し引くのである⁽⁷⁾」と述べている。

このようにシャンツの定義した所得概念はそれまでの所得概念では捕らえられないか、無視されるかしていたあらゆるものを、所得のカテゴリーとして捕らえた。こうした点において、シャンツの所得概念は当時のドイツにおいてはまさに画期的なものであったといえる。

(3) ヘイグ概念

ヘイグ (R.M. Haig) は、1921年に、ほぼ同様の定義をしたとされている⁽⁸⁾。ヘイグはまず「最初に、経済学者が所得と言うとき何を意味するか⁽⁹⁾」と問い、「近代経済分析は、本質的に所得を実体のない心理的経験に基づく満足のフローと考えている⁽¹⁰⁾」と述べている。そして例として、タウシグ (Taussig)、フィッシャー (Fisher)、エリー (Ely)、セリグマン (Seligman) 達の所得概念を引用し、これらの経済学者がほぼ同意見であることを確認したのち、次のように述べている。「経済学者は経済現象分析を進める前に、心理的満足よりも、もっと分かりやすい定義を考えなければならない⁽¹¹⁾」。つまり、主観的、心理的な満足の度合いは直接的に測定することが出来ないから、それに代えて、何か客観的に測定可能な共通のユニットが必要であり、それが貨幣価値なのである。そして、最終的にヘイグは、「所得とはある人の二時点間における経済力の純増の貨幣価値である⁽¹²⁾」とシンプルな定義をしたのである。ヘイグ概念に関しては、本稿「4. ヘイグ概念の検討」で、詳細に取りあげ検討する。

(6) Schanz, G. [8] p.46. (訳書)

(7) Schanz, G. [8] p.47. (訳書)

(8) ヘイグ論文が所収されている *Federal Income Tax* (Haig, R.M. [4]) は、ヘイグが編者としてまとめた論文集である。所収されている論文は1920年12月にコロンビア大学ビジネススクールの後援で開催された「所得税の問題に関する特別講座」で発表されたものである。同書の巻頭には、20世紀アメリカを代表する財政学者セリグマンの序論を冠し、計10本が所得税に関する問題提起をしている。ヘイグ論文は、理路整然とした学術論文と言うよりは、いわゆる研究ノート風である。したがって、シャンツやサイモンズの業績と比較すると、精緻さに欠けるように思われる。S = H = S 概念の名のもとに、ヘイグという名だけが独り歩きしてしまったような印象を受ける。ヘイグは、セリグマンからコロンビア大学において、ドイツ財政学の薫陶を受けたのは確実である。しかし、ヘイグ自身がその後ドイツ財政学をどの程度研究したかは定かではない。たとえば、本稿に大きな影響を与えた可能性のあるシャンツの業績に関しても、「所得とは一定期間における貨幣価値を有するすべてのサービスを含む正味の流入物である」(Haig, R.M. [4] p.20.) とサラッとふれた程度で、精密に熟読した気配が感じられない。シャンツの文献をドイツ語のまま随所に引用し、詳細な検討を加えているサイモンズと対照的である。

(9) Haig, R.M. [4] p.2.

(10) Haig, R.M. [4] p.2.

(11) Haig, R.M. [4] p.3.

(12) Haig, R.M. [4] p.7.

(4) サイモンズ概念

サイモンズ (H.C. Simons) のあまりにも有名な定義は、1938年に「個人所得は消費に行使された権利の市場価値と一定期間内の期首と期末間での資産権の価値の変動との合計である⁽¹³⁾」として世に出た。サイモンズの定義は経済力増加説による包括的所得概念であるが、彼独特の思考プロセスで課税ベースを根拠づけたことに大きな特徴がある。サイモンズは、租税配分原則の適用に関して利益説は、「スローガンに過ぎない⁽¹⁴⁾」と鋭く批判し、「利益説は租税配分の現実的基準に関して何も定義しない⁽¹⁵⁾」と主張する。次いで犠牲説（主観的能力説）は、「心理状態が調査できないから明確な価値と対応し得ない⁽¹⁶⁾」としてこれを斥けた。さらに、能力説（客観的能力説）による累進課税が租税配分に関して無力であると批判し、「急激な累進課税への賛成論は、不公平への反対に基づかなければならない。倫理的又は美学的判断に基づけば、富及び所得に対して現在行われている分配は、明らかに有害で、好ましくない不公平の程度（及び種類）を示しているのである⁽¹⁷⁾」と述べ、累進課税の根拠に、倫理的又は美学的判断による富及び所得の分配が不公平であることを主張した。この考え方に基づいて、サイモンズは急激な累進構造を持つ所得課税を強力に主張し、累進税による富及び所得の分配を重要視したのである。

3. 時代背景とセリグマンの問題提起

(1) 時代背景

1920年当時のアメリカにおいて、所得に対する課税は新しい取り組みであった。アメリカでは、独立以前は植民地において人頭税 (Poll Tax) 及び財産税 (Property Tax) が課税されていたが、独立時の連邦憲法 (第1条の9④) では、「人頭税又は他の直接税は、先にこの憲法の中で行われるように定められた人口調査または人口集計に比例してでなければ課すことはできない⁽¹⁸⁾」と規定され、連邦政府は所得税の課税根拠を見出せなかった。関税収入に多くを依存していた連邦政府が初めて所得税を導入したのは1862年であったが違憲性が問題となり1872年に廃止された。1894年に再導入されたが、連邦最高裁判所は違憲と判断した。このように紆余曲折を経た所得税が名実ともに連邦税として導入されたのは1913年である。同年、憲法修正16条「連邦議会は、いかなる源泉に由来する所得に対しても、徴収額を各州に割り当てることなく、また人口調査や人口計算に関わりなく、税を課し徴収する権限を有する⁽¹⁹⁾」が成立し、課税根拠が担保されたのである。

(2) セリグマンの問題提起

1920年12月にコロンビア大学において、「所得税の問題に関する特別講座⁽²⁰⁾」が開かれたのは、所得税導入のための憲法改正からわずか10年以内のことであり、あらゆる問題点が浮き彫りになっていた。このような時代背景のもとで、セリグマン⁽²¹⁾は、以下のように

(13) Simons, H.C. [11] p.50.

(14) Simons, H.C. [11] p.3.

(15) Simons, H.C. [11] pp.3~4.

(16) Simons, H.C. [11] pp.5~10.

(17) Simons, H.C. [11] pp.18~19.

(18) 松井茂記 [16] p.350.

(19) 松井茂記 [16] p.359.

新しい財政プロジェクトには検討すべき三つのステージがあると述べる⁽²²⁾。

- ①立法者の法案作成に対して基本的な原則を定める必要がある。
- ②所得税法を法律的及び合憲性の側面から検討する必要がある。
- ③税務行政の取扱いに関して検討する必要がある。

①における基本的な原則とは、主として経済に関することである。従って、財政学者は立法者を導かなければならない立場にあったが、所得税導入から日が浅かった当時は山積する諸問題に対して一致した結論はなかなか得られなかった。そんな中で、「所得税の問題に関する特別講座」では、最低所得に対する免税と軽減、累進課税の正当化、財政システムにおける所得税の位置付け、などのいくつかの問題に関しては、かなり慎重な研究成果が得られたが、「所得とは何か」という根本的な問題が未解決であった。

1832年のヘルマンに始まったドイツの所得概念論争は1896年のシャンツで終止符を打ったように思われたが、セリグマンは次のような疑問を投げ掛ける。

- ・所得は貨幣及び貨幣価値、または単なる精神的便益で考えられるのか。
- ・所得がフローであり資本が富の基金であるなら、所得のフローは、どのような期間の間で実現されるのか、そしていつ富の基金になるのか。
- ・所得概念には、実現 (realization) と切り離し⁽²³⁾ (separation) の両方が必要か。
- ・所得には資本増加を含むのか。
- ・贈与は所得か。

セリグマンは、これらの問題には徹底的な検討が必要であると強調した後、さらに次なる難問が浮かぶと続ける。それは税率構造の問題である。累進税は価値判断に基づいて政治の場で決まるが、急激な累進がもたらす効果には経済分析が必要であるとし、さらに「源泉によって所得を区別することが望ましいとの議論があるが、労働所得と不労所得の

(20) アメリカでは、本稿で取り上げた1920年のコロンビア大学「所得税の問題に関する特別講座」から半世紀近く経って、1967年から1968年にかけて、*Harvard Law Review* 誌上において所得概念論争が展開された。概要は、ビットカーの「真の包括的課税ベースはありそうにない」(Bittker, B.I. [1]) との批判に対して、マズグレイブ Musgrave, R.A. [5], ベックマン Pechman, J.A. [6], 達が再批判をしたもので、議論が進展する課程で、 $S = H = S$ 概念はあくまでも実現可能性を超越した所得概念の規範的な基準として、所得概念の重要な指標であり、公平な所得税と包括的課税ベースの相関関係が浮き彫りにされていくのである。

(21) セリグマンは、1861年ニューヨーク生まれ。地元のコロンビア大学で学んだ後、ベルリンやハイデルベルクなどのドイツの大学等へ留学した。したがって、ドイツ財政学への造詣は深かった。最高裁による所得税の違憲判決に強いショックを受けたことを契機に、所得税の研究を始め、所得定義及び税務行政の問題が困難な課題であると考えた。

(22) Seligman [10] p.vii. さらに続けてセリグマンは、「財政学がこれらの問題で明確な結論に到達するまで、立法者の道はいばらの道になるだろう」(Seligman [10] pp.viii~ix.) と述べている。

(23) 切り放しは、“separation”の筆者なりの訳出である。所得は資本から切り離された時に認識される。

区別は受け入れられるが、これは貯蓄された所得と消費された所得の区別とはかけ離れている⁽²⁴⁾」と述べ、より徹底的な経済分析による財政学の貢献が必要であると説いている。

②は、①で基本的な経済及び財政の原則を定めた後、必然的に要請される。つまり、すべての法律がそうであるように、所得税法の法律的な合憲性の側面が極めて重要である。単に法律を作成するだけであれば、立法府の有能なスタッフに任せれば良いが、法的な合憲性に関しては多くの困難を伴う。法令の条項の正確な法解釈だけではなく合憲性の検討が重要である。複雑な所得税法の立法において、确实性と合憲性を調和させるのが最大の関心事なのである。

③は、法律は実行されなければならないから、税務行政は恐らく何よりも重要である。セリグマンは、「民主主義は法律の施行が弱点であり、とりわけ所得税に当てはまる⁽²⁵⁾」と強調する。たしかに、所得税の税務行政に関する解釈の困難さは、あふれるほどに多い規則によって明らかである。

4. ヘイグ概念の検討

前節冒頭で述べたように、所得税は1913年に憲法修正16条が成立したのを受けて、連邦税として導入された。ヘイグは、憲法修正16条を、「いかなる源泉に由来する所得にも課税すべきである⁽²⁶⁾」と解釈していたし、「1918年の歳入法⁽²⁷⁾」でも株式配当は課税と解されていた。にもかかわらず、連邦最高裁で株式配当が違憲判決を受けたことにセリグマン同様強いショックを受けた。そこで、ヘイグは所得とは何かを問い直すことになる。

ヘイグは、「人は自分自身の物のためではなく、欲求を満足させるために努力する⁽²⁸⁾」と述べ、伝統的経済学では欲求、便益、満足、効用といった主観的、心理的概念として論じられてきたとする。そして、それを裏付ける多くの論者の所得概念に関するコメントを簡潔に紹介している。そのエッセンスをヘイグにならって羅列して見よう⁽²⁹⁾。

- ・タウシグ (Taussig) 経済財は欲望を満足させる手段であり、食物、衣服、家具は心理所得をもたらす、持続する限り効用をもたらす。
- ・フィッシャー (Fisher) 所得は便益からなる。一定期間内における便益のフローは所得と呼ばれる。
- ・エリー (Ely) 実質所得は、一定期間内における物又は個人サービスの使用から得られる満足である。
- ・セリグマン (Seligman) 人は効用を得るために物を欲する。

(24) Seligman [10] p.viii.

(25) Seligman [10] p.ix.

(26) Haig, R.M. [4] p.1.

(27) “The Revenue Act of 1918”によれば、租税はすべての個人及び会社の課税期間における純所得に対して課税、徴収される。純所得は、総所得から特定の控除を差し引いたものである。総所得は、源泉の種類、恒久性や所得の規則性を重視せず、キャピタル・ゲインや株式配当を含むほとんどすべての収入が算入される。

(28) Haig, R.M. [4] p.2.

(29) ヘイグが引用、紹介、コメントした部分を筆者が要約した。(Haig, R.M. [4] pp.2~3.)

ヘイグは、これらの論者の主張は一致しているとし、満足のフロー（欲求、便益、効用等の主観的、心理的な満足度）といった経済的所得概念が存在することを認めている。さらに、課税所得の概念がアメリカと大きく異なるイギリスのエコノミストもこの伝統的な経済的所得概念の正当性を認めているとして、マーシャル（Marshall）の言葉を引き合いに出し、帰属所得も経済的所得概念に該当すると示唆している⁽³⁰⁾。つまり、ヘイグは「所得とは何か」の出発点を満足のフローとする主観的な経済学的所得概念に求めたのである。

次にヘイグは、ある人がパイプ、本、夕食の相対的価値を比較できることを例に取り、それらからどのくらいの満足を得られたかを正確に言うことは困難であると述べる⁽³¹⁾。さらに、他人が共通の尺度を用いること無しに、彼の満足の度合を測定するのはより困難であり、ある人物の本に対する満足と別の人物の夕食に対する満足を比べるのは不可能である⁽³²⁾。総効用や消費者余剰は測定することができないから、実体の無い心理的経験に基づく満足のフローは経済分析の対象外となるのである。課税ベースとしての所得は、客観的かつ量的なものとして測定可能なものでなければならない。満足のフローを直接測定するのではなく間接的に測定する工夫が必要である。そこで、比較の基準としてなんらかの共通の尺度が必要となる。経済相互作用である交換が起こる基礎として、通常一般的に受け入れられている価値の単位は貨幣であるから、貨幣価値こそが満足の度合いを測定する共通のユニット足り得るのである。

従って、満足のフローとしての所得の基本的経済概念を課税ベースとして使用するためにはかなりの変更が必要である。そのためにヘイグは、無形の心理的要因を無視した現実的な提案が必要であると示し、貨幣価値をキーワードにして、次の二つをあげている⁽³³⁾。

①一定期間に利用された財及びサービスの貨幣価値

②一定期間に受け取った貨幣そのものと、貨幣取引なしに直接受け取った財及びサービスの貨幣価値

①の所得概念は、貯蓄された剰余金の意識から起こる満足の評価を試みないので、①に課税すると純粋な消費税になる⁽³⁴⁾。②の所得概念は、一般的に現代の所得税法で所得の定義として採用されているものであり、ヘイグは②の所得概念の解釈として、「所得とは一定期間においてある人が、貨幣そのものか、又は貨幣価値に換算できる限りにおける、彼の欲求を満足させる力の、増加又は発生である。より簡単に述べれば、経済学者が提案する所得の定義とは、*“Income is the money value of the net accretion to one’s economic*

⁽³⁰⁾ A.マーシャルによれば、自身の衣服を作る女性、または自身の庭を掘るか自身の家を修理する男性が、ちょうど仕事をするために雇われるかもしれない洋裁職人、庭師、または大工のように所得を得ている。(Haig, R.M. [4] p.3.)

⁽³¹⁾ Haig, R.M. [4] p.3.

⁽³²⁾ この点に関してタウシグは、「経済研究のほとんどすべての目的のために、効用ではなく貨幣所得で測定する試みが最良である」と述べている。(Haig, R.M. [4] p.4.)

⁽³³⁾ Haig, R.M. [4] pp.6~7.

⁽³⁴⁾ この点に関して、J. S.ミルは半世紀前に、貯蓄された所得に対する課税は、貯蓄からの所得に対する課税と二重課税になると主張した。(Haig, R.M. [4] p.6.)

power between two point of time”（所得とはある人の二時点間における経済力の純増の貨幣価値である）⁽³⁵⁾」と定義した。

ヘイグ概念は、それまでの満足の流れとしての所得の基本的経済概念ではなく、財及びサービスという経済的な欲求を満たすパワーの観点から所得を定義しているところに特徴がある。そして、パワーを行使する時ではなく、満足を得るためのパワーを受け取る時に課税する効果がある。この効果に関してヘイグは、「人が彼の欲求を満足させることを延期することを選ぶ事実は、彼の租税を延期する十分な理由にはならない⁽³⁶⁾」と課税の公平の重要性を示し、ヘイグ概念は「真の所得の最も厳密な実用的近似である⁽³⁷⁾」と強調する。ヘイグ概念は、経済的利益の流れと貨幣価値で示される満足として、測定しようと試みたものすべてを構成しており、多くのエコノミストがそれに同意しているのである。このように、ヘイグ概念は彼自身が述べているように⁽³⁸⁾、それが自然のようにすべてを含んでいるほど広いという意味で科学的であろう。

ヘイグは、一貫して所得の定義は根本的な経済原則に基づくべきであると考えている。そして、所得の定義はすべての理論上の困難を克服して、不公平と例外のすべてを解決するほど広範でなければならないのである。ヘイグ概念をそのまま法令にすることはできないが、課税所得がヘイグ概念と異なっている限り、所得課税は不公平になるだろう。さらに、所得の法令や定義が、我々の経済環境における課税テクニックの改良によって、次第により精密かつ正確になるようにフレキシブルな状態に保たれることが重要である。

5. 個別論点

(1) 株式配当と資産価値の増加

ヘイグ概念において、ある項目が所得かどうかの判断は経済力によってなされるから、経済力の増加はすべてを所得に算入することになる。この観点から、ヘイグは次の三つの問題を投げ掛け、所得か否かを問うている⁽³⁹⁾。

- ①株式配当は所得か。
- ②株主に分配されていない余剰所得があるか。
- ③資産価値の増加は所得か。

①に関して連邦最高裁で株式配当が所得ではないと採決されたことに批判的なヘイグは、次のような例をあげて理論的に株式配当が所得であることを主張する⁽⁴⁰⁾。

A, B, C三つの会社が、ある会計年度に100万ドルの利益を計上し、それぞれの会社の10パーセントの株式を保有するA, B, C三人の人がいると仮定する。取締役会におい

⁽³⁵⁾ Haig, R.M. [4] p.7.

⁽³⁶⁾ Haig, R.M. [4] p.7.

⁽³⁷⁾ Haig, R.M. [4] p.7.

⁽³⁸⁾ Haig, R.M. [4] p.7.

⁽³⁹⁾ Haig, R.M. [4] p.8.

⁽⁴⁰⁾ Haig, R.M. [4] pp.8~9.

て配当を決議する前の時点で、三人の経済力が100万ドル×10パーセント増加している事実は否定しないだろう。A社は100万ドルの現金配当を決議し、Aの取り分は10万ドルの貨幣である。B社は100万ドルの株式配当を決議し、Bの取り分は10万ドルの株式である。C社は無配当を決議し、Cの取り分は彼の所有株式の市場価値の増加に反映されるだろう。最高裁の違憲判決前は、AとBの取り分は課税所得であった。Cは、株式を売却した場合のみ利益の分配として間接的に課税される。

ヘイグは、所得税の正義を確立するためには、経済力の純増に課税すべきと考える。つまり、Aは、10万ドルの現金配当に課税、Bは、課税期間の最終日における株式配当の市場価値から、1年間の従来からの保有株式の市場価値の下落分を控除したものに課税、Cは、1年間の従来からの保有株式の市場価値の増加分に課税すべきであると考えた。

②に関しても、次のような例をあげる⁽⁴¹⁾。Aは会社の株式を10パーセント所有しており、Bはパートナーシップとして10パーセントの利益を所有している。会社が、ある会計年度に100万ドルの利益を計上したとすると、Bは収益の分配であるから課税されるが、Aは現金配当されない限り課税されないのである。

ここでも、この不合理に対してヘイグは市場価値の増加分で課税すべきであると強く主張する。この問題は、個人所得税と法人所得税の統合問題を示唆している。法人がその所得を配当しようが留保しようが、本来、その所得は個人株主に帰属すべきなのである。

③に関しても次のような例をあげている⁽⁴²⁾。AとBは1914年に1万ドルでそれぞれ家を購入し、1916年にそれぞれ2万ドルに値上りしたと仮定する。Aは、1916年に家を売却し差引1万ドルの利益に13パーセントの付加税で課税され、手取り額を非課税で保持する。Bは家を保有し続けたが、1916年以降価値は変動していないとする。Bは、1920年に家を売却し差引1万ドルの利益に73パーセントの高率な付加税で課税される。彼らは、経済力が精密に同じように推移してきたにもかかわらず、まったく異なった所得税の支払いを要求されることになる。

ヘイグは、二人の正確な課税の公平を達成するためには、所得とは満足を生み出す財及びサービスを支配するための経済力の増加であるから、一定期間ごとに経済力増加を測定する必要があると説く。つまり、1916年以降、同じ2万ドルの経済力をAは貨幣でBは不動産で所有していたのであるから、同じ経済力には同額の課税をすべきなのである。そして、それを達成するためには1916年時点でBにも1万ドルの利益に13パーセントの課税をすることにほかならない。即ち、未実現キャピタル・ゲインへの課税である。

ここで、ヘイグ概念をより明確にするために、同概念が確立するまでの主流であった経済的所得概念として、セリグマンが主張した概念を見てみよう。セリグマン概念はすでに見たように伝統的な満足のフローであり、具体的には、周期性 (periodicity)、実現 (realization)、切り放し (separation) を三要件としている。つまり、満足を周期的に取得し、満足を實現し、満足を役の享受によって得られた場合のみに、満足のフローとしての所得を認識する訳である。従って、貨幣価値で評価可能なあらゆる経済力を所得として認識するヘイグ概念より、かなり狭い概念である。この差違の原因は明らかで、ヘイグは課税のための所得として公平を考え、セリグマンは満足のフローという経済的所得概念

(41) Haig, R.M. [4] p.10.

(42) Haig, R.M. [4] p.11.

に固執しているからである。セリグマン概念は、中世ヨーロッパで農業経済が主流であった頃、果樹はけっして切り倒さずに毎年収穫できる果実にのみ課税すべきであると説いた周期説から派生した考え方で、ほぼ同義とみることができる。従って、両者の対立は周期説と経済力増加説の対立と見ることもできよう。

両概念の考え方の対比を株式配当に関して見てみれば、セリグマンの見解によれば資本から切り放されていないから所得とは認識されないことになる。これに対して、ヘイグは、会社が利益を計上し資産が増加すれば、それは株主の経済力の増加として認識すべきであり、現金配当か株式配当、又は配当せずに留保した場合のいずれのケースでも所得として認識し、公平の観点から課税すべきということになる。

(2) ヘイグ概念適用の課税環境

ヘイグは所得税法の申告所得は、可能な限りヘイグ概念に近似すべきであると述べる。そして、どの程度近似できるかは課税環境の完全性に依存すると説く。不完全なケースとして次の三つをあげている⁽⁴³⁾。

- ①経済的な価値基準の不完全性
- ②会計実務の不完全性
- ③税務行政の不完全性

①はインフレ調整の要請である。ヘイグは、「物価水準が10パーセント上がると、通常、私の資産の貨幣価値は同様のレートでフォローするから、物価水準の変化を起因とした特殊な資産の貨幣価値が増加しても真に私の経済力の増加を示さない⁽⁴⁴⁾」と述べ、このような特殊な価値増加は名目ゲインであって、実質的な経済力の増加を示さないことを示唆する。さらに、もし完全な会計制度を構築できたとしても、インフレによる物価変動がある限り真の経済力の増加と一致する所得を測定できない。このように、ヘイグはインフレが課税の公平に及ぼす影響を強く懸念しており、可能な限り経済力の増加に近似する所得を測定する必要性から、物価指数を明らかにすることが必要であると説いている。インフレ調整に関しては、サイモンズが消極的であったのに対して、ヘイグが問題点を強く主張した点は興味深い。

②は、会計原則の陳腐化に関するもので、会計の分野における理論と現実の実務には大きな乖離があることを前提に、当時の会計原則は所得税導入前のものであり、課税所得を計算するための帳簿ではなかったから、課税所得算定に用いるには陳腐化している。所得税の課税ベースを計算するための会計原則は、納税者の真の経済力を反映すべきで、課税ベースを狭くするような保守的な経理は許されないのである⁽⁴⁵⁾。

(43) Haig, R.M. [4] p.16.

(44) Haig, R.M. [4] p.16. 1920年頃の物価指数等の政府マクロ指標はまだ未成熟であったから、課税の公平の観点からのインフレ調整は行えなかった。さらに、ヘイグは物価指数の改良はすぐには無理であろうし、そもそも緊急課題は会計問題の完全な解決であり、インフレ調整は差し迫った問題ではないと述べている。(Haig, R.M. [4] p.17.)

③は、課税ベースの理論と現実の乖離の問題である。ヘイグ概念のような抽象的なものを現実の税務行政において実行可能とするためには修正、簡素化が必要となる。この場合、両者が乖離すればするほど課税の公平を損ねるから留意することが必要である⁽⁴⁶⁾。また、所得税を望ましい社会目的達成のために租税政策として用いる場合の修正もあるが、いずれの場合でも、課税の公平の観点から現実の課税ベースは少しでも理論に近似すべきである。

(3) その他の主要論点

ヘイグは、イギリスでは、アメリカより狭い概念を導入し、經常収入と偶然のゲインを区別しており、所得概念を15世紀の農業社会から派生した源泉説に基づき經常的な収入のみを所得、不規則な収入は資本追加としていると述べ、所得税導入の先進国イギリスの制度をアメリカと比較している⁽⁴⁷⁾。

また、ヘイグは会計学の視点から会計学者の諸説を引用して利益計算方式の考察をしており、貸借対照表は所得の累積と同義であるとして、期首と期末の貸借対照表の純財産差額として経済力の増加である所得が計算できると示唆している⁽⁴⁸⁾。会計学にあっては、資本と利益の区別が重要であり、ヘイグ概念は、用益を実現、未実現の区別なく貨幣で評価し経済力増加説（純財産増加説）に基づいて従来の経済力（資本）を維持して余りあるものである。また、事業所得の算定において思考の混乱が起きるのは、「経済学者は個人を対象に個人消費目的の支出を考えるのに対して、会計士は企業を対象に事業所得の算定を考えるから⁽⁴⁹⁾」である。

ところで、所得課税の最大の問題点は、帰属所得と未実現キャピタル・ゲインにうまく課税できないことにある。これらの点と贈与に関して、ヘイグは次のように考察を加えている。

①帰属所得⁽⁵⁰⁾

ヘイグは、貨幣価値で評価できるものは所得であるとの考え方から、帰属家賃に関して評価が可能ならば課税すべきとの立場である。従って、持家住宅からの帰属家賃に対する課税を回避すべきとの根拠として、それが「所得ではない」という主張は支持できず、むしろ本当の問題は税務行政にあると指摘する。固定資産の価値の変化を反映させることは実行不可能かもしれないと述べ、理論上は所得として課税すべきであるが、実際の課税には消極的であった。

(45) 当時の会計原則は、配当可能利益の算定等が主目的であり、保守主義に基づいた計算がなされており、真の経済力よりも少ない利益となっていた。(Haig, R.M. [4] p.18.)

(46) ヘイグ概念から乖離するにつれ、公平を損ねるコストが、他の代替可能な税目で所与の税収をあげるのに必要なコストより大きくないことが条件に受け入れべき。(Haig, R.M. [4] p.19.)

(47) 当時のアメリカでは、所得税導入の萌芽期であり、制度が確立していたイギリスと比較して、税務職員が不足していた。ヘイグは、アメリカではそれが十分認識されていないと言う。(Haig, R.M. [4] p.19.)

(48) 会計学における財産法による所得計算方式である。

(49) Haig, R.M. [4] p.12.

(50) Haig, R.M. [4] pp.14~15. 実際、ウィスコンシン当局は、数年間に渡って帰属家賃への課税を試みた結果、断念している。

②キャピタル・ゲイン⁽⁵¹⁾

ヘイグは、キャピタル・ゲインに対する課税が現行法では実現主義であるから、ロックイン・エフェクトによる課税の延期インセンティブが強く働いていると指摘する。そして、この問題は、各課税期間の最初と最後における完璧な資産の再評価ができない限り完全には解決しないが、再評価に要する税務行政費用がさほど大きくなければ試行してみるべきであると考えた。また、納税者が現在の税率が無期限に継続すると確信するならば、ロックイン・エフェクトは解決するだろうと述べている。結論として、平均課税の導入を示唆し、緩和妥協策として有用だと主張している。

③贈与⁽⁵²⁾

ヘイグは、贈与は所得かと問う。通常、贈与は親族又は慈善施設に対して行われる。当時の法令では、個人が受領した贈与を申告所得とみなさないし、慈善施設への寄付は15パーセントを限度に贈与者から控除可能、受贈者は免税である。ヘイグ概念では受取人の経済力を増加させるか否かであるから、単純な理論的には受贈者の所得とすべきである。しかし、贈与という無償移転は通常の商取引から掛け離れており、その特殊な取引背景を勘案すべきであろう。ヘイグは、家族は所得税目的のための基本単位であることを理由に、生計をひとつにする親族間の贈与は無視すべきであるかもしれないと述べ課税に消極的である。また、慈善施設に関しては、公共政策を理由にしてこの慣行がある程度止むを得ないと考えているようである。

6. 結語

ヘイグ論文は理路整然とした学術論文というよりは、いわゆる研究ノートのな体裁をとっている。S = H = S 概念に名を残し、その存在ばかりが大きく独り歩きしたかのようである。サイモンズが批判するように、その内容は明瞭さと精密さを欠いているように思われる⁽⁵³⁾。しかし、ヘイグのシンプルな定義“*Income is the money value of the net accretion to one's economic power between two point of time*”からは何とも言いえない腹に染み込むような爽快感を受ける。それこそが、ヘイグの真骨頂であって、課税所得概念に関する凝縮されたエッセンスなのである。

参考文献

- [1] Bittker, B.I., “A Comprehensive Tax Base as a Goal of Income Tax Reform,” in *Harvard Law Review*, vol. 80, 1967.
- [2] Blum, W.J. and H. Kalven Jr., *The Uneasy Case for Progressive Taxation*, The University of Chicago Press, 1953.

(51) Haig, R.M. [4] pp.24~25.

(52) Haig, R.M. [4] pp.25~26. 当時、贈与による所有権移転は不動産売却の租税回避に用いられていた。

(53) Simons, H.C. [11] pp.61~62. サイモンズによる批判の概要は次のとおりである。「ヘイグ概念はオリジナルと受け取られているかも知れないが、ドイツ文献のサーベイが不足している。シャンツに比べて定義が欠如しており、所得の決定の問題に言及していない。贈与に関する取扱いも、試験的で曖昧である」。

- [3] Goode, R., "The Economic Definition of Income," in *Comprehensive Income Taxation*, J. A. Pechman, ed., Brookings Institution, 1977.
- [4] Haig, R.M., "The Concept of Income-Economic and Legal Aspects," in *The Federal Income Tax*, R.M. Haig, ed., Columbia University Press, 1921. (pp.1~28.)
- [5] Musgrave, R.A., "In Defense of An Income Concept," in *Harvard Law Review*, vol. 81,1968.
- [6] Pechman, J.A., "Comprehensive Income Taxation: A Comment" in *Harvard Law Review*, vol. 81,1968.
- [7] *Report of the Royal Commission on Taxation*, Vol.1~6, Queen's Printer, 1966. (Carter Report)
- [8] Schanz, G., Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze, in *Finanzarchiv*, Jg., 1896. (篠原章訳「ゲオルク・シャンツ, 所得概念と所得税法 (1)~(4)」『成城大学経済研究』104号~107号, 1989~1990.)
- [9] Seligman, E.R.A., "Are Stock Dividends Income?" *American economic Review* September, 1919.
- [10] Seligman, E.R.A., "Introduction -The Problem in General" in *The Federal Income Tax*, R.M. Haig, ed., Columbia University Press, 1921.
- [11] Simons, H.C., *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press, 1938.
- [12] Vickrey, W., *Agenda for Progressive Taxation*, New York 1947.
- [13] 尾崎護『G 7の税制』ダイヤモンド社, 1993.
- [14] 栗林隆『カーター報告の研究 —包括的所得税の原理と現実—』五絃舎, 2005.
- [15] 原田満範「課税所得概念に関する考察—R.M.ヘイグの所論を中心にして—」『松山商大論集』22(3), 1971.
- [16] 松井茂記『アメリカ憲法入門』(第6版)有斐閣, 2008.

[抄 録]

財政学，租税論において個人所得に対する課税を考える時に，その課税ベースをシャンツ＝ヘイグ＝サイモンズ（ $S = H = S$ 概念）に依拠することはほとんどの学者が望ましいと考えている規範論である。同概念のエッセンスは，1年間の消費に資産の純増を加えたものであって，源泉面を一切考慮せず消費か貯蓄かといったような形式にもとられず，原則としてすべての経済力の増加を算入することにある。 $S = H = S$ 概念には，ヘイグの名は冠されているものの，通常脚光を浴びるのはサイモンズのみであって，これまでヘイグに光が当たることはほとんどなかった。本稿はヘイグがいかにしてサイモンズとほぼ同様の所得概念，“*Income is the money value of the net accretion to one's economic power between two point of time.*”（所得とはある人の二時点間における経済力の純増の貨幣価値である）にたどり着いたかを解明しようとのささやかな試みである。